朝日町電気自動車等導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時等に電気自動車の活用を図るとともに、環境面での低炭素化を推進するため、電気自動車を購入する町民に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則(昭和58年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 電気自動車 車両に搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車車検証に当該自動車の燃料の種別が電気と記載されているものをいう。
 - (2) 新車 電気自動車を購入しようとする者が、当該電気自動車の使用の 本拠の位置を管轄する地方運輸局において道路運送車両法第7条第1項 の規定による新規登録を受けた自動車をいう。

(補助対象自動車)

- 第3条 補助金の交付の対象となる電気自動車(以下「補助対象自動車」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 新車として購入したものであること。
 - (2) 販売店に対する支払が完了していること。
 - (3) 自動車車検証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。
 - (4) CEV補助金の交付対象となる電気自動車であること。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 町内に居住しており、かつ、朝日町の住民基本台帳に記載されていること。

- (2) 補助対象自動車の自動車検査証上の所有者及び使用者が申請者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等であり、かつ使用者が申請者であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 朝日町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力 団員または同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの。

(補助金の額)

第5条 補助対象車両の補助金の額は、予算の範囲内において、車両の購入に 係る経費とし、5万円とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助対象自動車に係る補助金の交付を受けようとする者は、朝日町電気自動車等導入事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 自動車検査証の写し
 - (2)補助対象自動車の仕様が確認できる書類の写し
 - (3)補助対象自動車の購入に係る費用の内訳が記載された契約書等の写し
 - (4)補助対象自動車の購入に係る領収書(ローン等による支払分に対して、領収証が発行されない場合は、借入金が電気自動車の購入に充当されたことを確認できる書類)の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付申請は、補助対象自動車が自動車検査証に新規に登録された 日から3か月以内に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査 し、補助金を交付すべきと認めたときは、朝日町電気自動車導入事業補助金 交付決定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による朝日町電気自動車等導入事業補助金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(補助金の交付請求及び受領)

第8条 前条第2項の規定により補助金の額が確定した者は、朝日町電気自動

車等導入事業補助金請求書(様式第3号)を町長に提出し、補助金の交付を 請求し、補助金を受領するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、 適正と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助 金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

- 第11条 交付決定者は、町長の承認を受けずに、取得した補助対象自動車を 補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供 し、又はその他の処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。ただ し、補助金交付決定の日から起算して5年を経過した場合は、この限りでな い。
- 2 交付決定者は、前項の期間内において取得した補助対象自動車の処分等を しようとするときは、あらかじめ朝日町電気自動車等導入事業補助金財産処 分等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければな らない。
- 3 町長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、処分等を承認 するときは朝日町電気自動車等導入事業補助金財産処分等承認通知書(様式 第5号)により通知するものとする。
- 4 前項の規定により処分等の承認を受けた場合は、処分日から第1項に規定する財産処分の制限期間満了日までの月数(1か月未満は切捨て)に相当する補助金額を返還しなければならない。

(補助金の返還の免除)

- 第12条 町長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。
 - (1)事故、火災、天災等により補助対象自動車が使用できなくなったと

き。

(2) その他町長が特に必要と認めたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、朝日町電気自動車等導入事業補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。